

平成 25 年
第 4 回土岐市議会定例会議案

平成 25 年 8 月 26 日 (第 1 日)

平成25年第4回土岐市議会定例会議事日程（第1日）

平成25年8月26日（月曜日）午前9時開議

日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	会期の決定		
日程第3	議第59号	平成25年度土岐市一般会計補正予算（第2号）	} 別冊
日程第4	議第60号	平成25年度土岐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
日程第5	議第61号	平成25年度土岐市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
日程第6	議第62号	土岐市税条例の一部を改正する条例について……………	1
日程第7	議第63号	土岐市子ども・子育て会議条例について……………	6
日程第8	議第64号	土岐市小口融資条例の一部を改正する条例について……………	9
日程第9	議第65号	土岐都市計画下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部を改正する条例について……………	11
日程第10	議第66号	土岐市火災予防条例の一部を改正する条例について……………	13
日程第11	議第67号	土岐市公共下水道土岐市浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について……………	15
日程第12	議第68号	平成24年度土岐市一般会計決算の認定について……………	16
日程第13	議第69号	平成24年度土岐市下水道事業特別会計決算の認定について……………	17
日程第14	議第70号	平成24年度土岐市交通災害共済特別会計決算の認定について……………	18
日程第15	議第71号	平成24年度土岐市国民健康保険特別会計決算の認定について……………	19
日程第16	議第72号	平成24年度土岐市自動車駐車場事業特別会計決算の認定について……………	20
日程第17	議第73号	平成24年度土岐市介護保険特別会計決算の認定について…	21
日程第18	議第74号	平成24年度土岐市農業集落排水事業特別会計決算の認定について……………	22
日程第19	議第75号	平成24年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計決算の認定について……………	23
日程第20	議第76号	平成24年度土岐市・瑞浪市障害者自立支援認定審査会特別会計決算の認定について……………	24

日程第 21 議第 77 号	平成 24 年度土岐市後期高齢者医療保険特別会計決算の 認定について……………	25
日程第 22 議第 78 号	平成 24 年度土岐市病院事業会計決算の認定について……………	26
日程第 23 議第 79 号	平成 24 年度土岐市水道事業会計決算の認定について……………	27

議第62号

土岐市税条例の一部を改正する条例について

土岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年8月26日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市税条例の一部を改正する条例

土岐市税条例（昭和30年土岐市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第48条の2第1項中「いう。）を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第48条の5第1項中「当該年度の前年度において第48条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第45条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額」に改める。

附則第6条第4項及び第6条の2第4項中「第20条の2第1項」を「第20条第1項」に改める。

附則第7条の4中「第19条第1項」の次に「、附則第19条の2第1項」を加え、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第16条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第32条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第32条第1項」に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の1第3項で定めるところにより計算した金額（以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」とい

う。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第32条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第19条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「令附則第18条第6項」を「令附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第32条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第19条の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第32条第1項及び第2項並びに第33条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第32条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る

譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第33条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第19条の3から第20条までを削る。

附則第20条の2第2項各号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条を附則第20条とする。

附則第20条の3を削る。

附則第20条の4第2項各号中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に、「附則第20条の4第4項」を「附則第20条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、「係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条を附則第20条の2とする。

附則第20条の5を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第48条の2第1項及び第48条の5第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年10月1日

(2) 附則第6条第4項、第6条の2第4項、第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

(経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の土岐市税条例（以下「新条例」という。）第48条の2及び第48条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

3 新条例附則第6条第4項、第6条の2第4項、第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議第63号

土岐市子ども・子育て会議条例について

土岐市子ども・子育て会議条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年8月26日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

土岐市子ども・子育て会議を設置するため、この条例を定めようとする。

土岐市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項に規定する合議制の機関として、土岐市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係団体等の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 行政関係者
- (4) 公募により選出された者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

(会議の運営)

第6条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年12月1日から施行する。

(準備行為)

2 会議の委員の選任に関する手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。

議第64号

土岐市小口融資条例の一部を改正する条例について

土岐市小口融資条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年8月26日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

中小企業信用保険法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市小口融資条例の一部を改正する条例

土岐市小口融資条例（昭和43年土岐市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第2項」を「第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第65号

土岐都市計画下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部を
改正する条例について

土岐都市計画下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年8月26日提出

土岐市長 加藤靖也

提案理由

下水道事業受益者負担金及び分担金に係る延滞金の割合等の見直しに伴い、
この条例を定めようとする。

土岐都市計画下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部を
改正する条例

土岐都市計画下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例（昭和57年
土岐市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に
次の1項を加える。

（延滞金の割合等の特例）

- 2 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び
年7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準
割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条
第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合
をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満た
ない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」とい
う。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準
割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した
割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1
パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセン
トの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の土岐都市計画下水道事業受益者負担金及び分担金
に関する条例附則第2項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の
期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについ
ては、なお従前の例による。

議第66号

土岐市火災予防条例の一部を改正する条例について

土岐市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成25年8月26日提出

土岐市長 加藤 靖也

提案理由

消防法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市火災予防条例の一部を改正する条例

土岐市火災予防条例（昭和36年土岐市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議第67号

土岐市公共下水道土岐市浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について

市は、工事委託に関する協定を次の条項により締結するものとする。

平成25年8月26日提出

土岐市長 加藤 靖也

- 1 協定の目的 土岐市公共下水道土岐市浄化センターの建設工事委託
- 2 協定の金額 338,000,000円
- 3 協定の相手方 東京都新宿区四谷三丁目3番1号
地方共同法人 日本下水道事業団
理事長 谷戸 善彦

議第68号

平成24年度土岐市一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度土岐市一般会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

平成25年8月26日提出

土岐市長 加藤 靖也

議第69号

平成24年度土岐市下水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度土岐市下水道事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

平成25年8月26日提出

土岐市長 加藤 靖也

議第70号

平成24年度土岐市交通災害共済特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度土岐市交通災害共済特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

平成25年8月26日提出

土岐市長 加藤 靖也

議第71号

平成24年度土岐市国民健康保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度土岐市国民健康保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

平成25年8月26日提出

土岐市長 加藤 靖也

議第72号

平成24年度土岐市自動車駐車場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度土岐市自動車駐車場事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

平成25年8月26日提出

土岐市長 加藤 靖也

議第73号

平成24年度土岐市介護保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度土岐市介護保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

平成25年8月26日提出

土岐市長 加藤 靖也

議第74号

平成24年度土岐市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度土岐市農業集落排水事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

平成25年8月26日提出

土岐市長 加藤 靖也

議第75号

平成24年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

平成25年8月26日提出

土岐市長 加藤 靖也

議第76号

平成24年度土岐市・瑞浪市障害者自立支援認定審査会特別会計決算の
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度土岐市・瑞浪市障害者自立支援認定審査会特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

平成25年8月26日提出

土岐市長 加藤 靖也

議第77号

平成24年度土岐市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度土岐市後期高齢者医療保険特別会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

平成25年8月26日提出

土岐市長 加藤 靖也

議第78号

平成24年度土岐市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成24年度土岐市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

平成25年8月26日提出

土岐市長 加藤 靖也

議第79号

平成24年度土岐市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成24年度土岐市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて別冊のとおり議会の認定に付する。

平成25年8月26日提出

土岐市長 加藤 靖也